皆さんのご意見をお聴かせください
パブリックコメント制度

第六次行政改革大綱（案）について 意見を募集します

パブリックコメント募集期間
12月1日（火）から
平成28年1月5日（火）まで
▼問い合わせ＝財政課
☎（32）8002 FAX（76）5021

みよし市のまちづくりの基本となる「みよし市総合計画」に掲げる将来像を実現するため、今後も効果的・効率的な行財政運営に努め、子どもたちが「本市に住み続けたい」と将来においても思えるように、行政改革を継続的な取り組みと位置付け、「第六次みよし市行政改革大綱」を策定します。

今回は、この行政改革大綱の素案がまとまりましたので公表し、パブリックコメント制度による意見の募集を行います。皆さんからのたくさんのご意見をお待ちしています。

これまでの行政改革の取り組み

本市における行政改革は、昭和57年1月に設置した「行政問題検討会議」による取り組みから始まり、昭和60年10月には「行政改革推進本部」ならびに「行政改革推進委員会」を設置し、事務事業の見直しなど7項目を柱とした「三好町行政改革大綱」を策定しました。その後も、市民に最も身近な自治体、いわゆる基礎自治体として、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、全庁をあげて積極的に改革に取り組んできました。

第五次行政改革の成果

現行の第五次行政改革大綱では平成23年度から27年度までの計画期間において

①市民から信頼される行政サービスの提供
②市民・地域との協働によるまちづくり
③行政の透明性の向上と情報の公開
④効果的・効率的な財政運営
⑤政策・施策が立案できる人材の育成

の5項目を重点推進項目として行政改革に取り組んでいます。各種事業を見直すことにより、2億5456万3千円の経費を縮減することができました。

■第五次行政改革の主な取り組み

主な取り組み項目
さんさんバスの路線見直し
緑丘児童クラブの小学校での開設
黒笹保育園の民間移管
認知症サポーターの養成
行政評価システムの充実
防犯灯のLED化
公用車の低公害化、低燃費化
有料広告による財源の確保
受益者負担の見直し
補助金の見直し
市県民税の前納報奨金廃止
固定・都市計画税の前納報奨金廃止
職員給与の見直し

■認知症サポーター養成講座

■公用車に燃料電池自動車MIRAI（ミライ）を導入

さらなる改革の必要性

社会保障制度の一環として、高齢者や児童の保護者、生活困窮者、心身障がい者などに対して行っているさまざまな支援に要する経費や老朽化した公共施設の維持管理や大規模な修繕に掛かる経費など、今後も必要となる経費の増加が見込まれています。また、常に変化する市民ニーズや社会情勢にも迅速かつ適切に対応する必要があります。

こうしたことから、今後も限られた財源のもと、効果的・効率的な行財政運営を行い、質の高い行政サービスを提供できるように、引き続き自主的な行政改革に取り組む必要があります。

行政改革の基本方針

第六次行政改革大綱では、計画期間を平成28年度から32年度までの5年間として、第五次行政改革大綱における取り組みの成果と課題を踏まえ、経費の削減だけに目を向けるのではなく、職員一人一人が創意工夫をし、市民目線に立ったより質の高い行政サービスを提供するとともに、市が目指す将来像の実現に向けて、みよし市総合計画を推進する行財政体制を確立することを基本方針として、次の3つの視点を持って行政改革を進めます。

行政改革の3つの視点

民間活力の有効活用および協働による視点

限られた職員数で効率的に質の高い行政サービスを提供するためには、民間の経営資源を積極的に活用することが不可欠です。また、公共サービスの提供を市だけで行うのではなく、市民･地域団体･NPO･企業など多様な主体が適切に役割分担をし、協働により行うことを進めていきます。

市の経営資源を最大活用する視点

質の高い行政サービスを提供するためには、限られた経営資源(人、モノ、資金、情報など)を最大限に活用できるように、人材育成、公有財産の利用規模などの適正化、健全な財政運営などを進めていきます。

市民に質の高い行政サービスを提供する視点

常にコスト意識を持って事務事業の見直しをすることは重要です。しかし、単に経費の削減に目を向けるだけでは、行政サービスの質の低下を招く恐れがあります。最少の経費で最大の効果が得られるように、市民から信頼され、満足度の高いサービスを提供することに努めます。

重点取り組み

第六次行政改革大綱では、次の４つを重点項目と位置付け、取り組んでいきます。

3 健全で安定した財政運営と公有財産適正化の推進

持続可能で安定した財政基盤の維持と、多様な市民ニーズに応えるために、弾力性のある財政運営を推進します。また、行政サービスの基盤をなす公有財産については、社会状況などを踏まえ、効果的・効率的な維持管理を推進します。

(1) 健全な財政運営の推進
(2) 積極的な財源の確保
(3) 受益者負担の適正化
(4) 補助金などの適正化
(5) 公営企業・特別会計の健全な運営
(6) 公有財産の適正な管理・運用

1 効率的な行政運営の推進

高度化・多様化する行政課題に的確に対応するために、機能的な組織体制への見直し、事務事業の見直し、さらに行政内部だけでなく、他の自治体との連携を図り、効率的な行政運営を推進します。

(1) 機能的・効率的な組織への見直し
(2) 事務事業の見直し
(3) ICT（情報通信技術）の積極的な活用
(4) 窓口サービスの向上
(5) 自治体連携の推進

4 多様な人材育成・活用の推進

職員一人一人の資質向上を図り、地域のさまざまな課題に対して、自主的に取り組み解決していくことのできる人材を育成するとともに、新たな人材確保のあり方についての見直しや外部人材の活用を推進します。

(1) 職員定員の適正管理
(2) 給与などの適正化
(3) 人材育成の推進
(4) アドバイザーなど外部人材の活用
(5) 再任用・臨時職員の任用方法の見直し

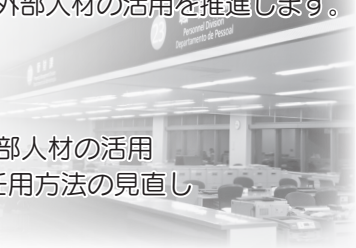

2 民間活力の有効活用および市民との協働の推進

限られた経営資源で質の高い行政サービスを提供するために、民間の経営資源を積極的に活用していくとともに、市民・地域団体・NPO・企業などと、これまで以上に多分野において協働していくことを推進します。

(1) 民間委託の推進
(2) 指定管理者制度の活用
(3) 大学との連携の推進
(4) 市民との協働の推進

●皆さんのご意見をお聴かせください●

第六次行政改革大綱（案）に対する皆さんのご意見をお聴かせください。

詳しい内容は、みよし情報プラザ（市役所1階）、サンネット、またはみよし市ホームページ（URL http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/）でご覧になれます。

▶提出方法＝12月1日（火）から平成28年1月5日（火）までに住所・氏名・電話番号を記入して、財政課へ次のいずれかの方法で（様式は任意）

①郵便…〒470-0295（住所不要）　②電子メール…✉zaisei@city.aichi-miyoshi.lg.jp
③ファクス…FAX(76)5021　④直接（口頭および電話での受け付けはしません）

▶問い合わせ＝財政課　☎(32)8002　FAX(76)5021